

令和8年度 Sapporo Engineer Base 運営業務 仕様書

1 業務名 令和8年度 Sapporo Engineer Base 運営業務

2 事業の目的

さっぽろ産業振興財団では、札幌市とともに本市産業における重点分野である IT 産業の更なる振興やスマートシティの実現、地域産業のデジタル化・DX の推進を目指し、デジタル技術で産業の高度化を牽引できる IT 人材の育成や確保に取り組む「IT 人材確保育成事業」を実施している。本業務は、エンジニアの市内集積を目的として、エンジニアが成長・活躍しやすい環境づくりや市内外への情報発信を行うことで、若年層の市内定着や市外からの人材流入を目指すものである。

3 業務内容

(1) ウェブサイトの運営・管理

ア 実施内容

受託者は、札幌市が構築する Sapporo Engineer Base のウェブサイトの管理・運営を行うこと。

イ ウェブサイトの仕様

- ・市内で活躍するコミュニティの趣旨や目的、活動内容、市内で開催されるイベント、賛同企業等の情報を可視化し、掲載されている情報から詳細が確認できるページへ遷移する。
- ・イベントカレンダーやお知らせ、ブログ機能等のコンテンツ、賛同企業申請やコミュニティ申請、SEB コーディネーターへの相談フォームを設けている。

ウ 運用内容

- ・上記アにて示したウェブサイトについて、コンテンツの更新や追加、デザインやレイアウトの変更等含めたウェブサイトの運用を行うこと。
- ・管理、運営の都合からウェブサイトの改修又は再構築が必要と考える場合は委託者と協議の上対応すること。
- ・構築するサーバなどの環境は、委託者と相談のうえ、受託者にて適宜用意すること。

(2) エンジニアネットワーク構築・スキルアップイベントの企画・開催運営（SEB 主催）

ア 実施内容

市内におけるエンジニアネットワークの構築とエンジニアのスキルアップ促進を目的としたイベントの企画・開催運営を行うこと。開催するイベントは、各コミュニティによるショートプレゼンやハッカソン、ミートアップ、セミナー等とし、受託

者からの提案を基に委託者との協議の上、決定すること。イベントの一部または全部においてオンライン、ハイブリッド、市外での開催等の形式を取り入れ、市外在住者の参加を促進すること。

イ 実施回数

7回程度開催すること

(3) エンジニア普及促進・就職支援イベントの企画・開催運営（SEB主催）

ア 実施内容

学生・IT系の職種以外の者等を対象に、エンジニアの裾野拡大・就職促進を目的としたイベントの企画および開催運営を行うこと。イベント内容は、エンジニアの仕事の魅力及びIT業界で活躍するロールモデル、先進的な働き方を実現出来る企業の紹介や、現役エンジニアと学生の対話機会の創出等、様々なターゲットを対象とした内容を企画すること。イベントの一部または全部においてオンライン、ハイブリッド等の形式を取り入れて市外在住者の参加を促進し、1回以上は市外で開催すること。なお、実施する内容は、受託者からの提案を基に委託者との協議の上、決定すること。

イ 実施回数

7回程度開催すること

(4) エンジニアコミュニティ主催イベントの開催支援（外部主催、SEB後援）

ア 実施内容

札幌市内で活動するエンジニアのスキルアップやコミュニティ活動の活性化を目指して、エンジニアコミュニティがスキルアップを目的として主催する勉強会及びセミナー、ハッカソン等のイベントについて、開催支援を行う。

企画や広報に関するアドバイスや、会場手配の協力、開催当日の運営補助などイベント開催に必要な一連の作業について支援すること。

(5) SEB コーディネーター業務

エンジニアやコミュニティの活動活性化、エンジニアの市内定着のため以下の業務を行う。

ア 本事業全体における相談窓口

イ エンジニアやエンジニアを目指す者等からの相談対応

ウ エンジニアを目指す者と市内企業のマッチング、学生やエンジニアと企業とのコネクションづくり等、インターンシップや就職等に繋がる活動

(6) 各企画の広報活動

本事業で実施する企画を周知するため、教育機関、IT関連コミュニティ、業界団体等と連携し、ウェブサイトやメルマガ、SNS等を活用して積極的に広報活動を実施すること。

(7) アンケート実施、集計

各イベントの参加者を対象として、アンケートを集計して報告すること。質問項目、アンケート手法等については、受託者からの提案を基に委託者と協議の上、決定する。

4 数値目標

本業務の成果を把握・評価するため、数値目標を設定する。受託者は、業務を通じて目標達成に努めること。また、業務の間接的な効果についても把握するため、人材の集積に関する参考指標についても併せて報告すること。

(1) 数値目標

ア 主催・開催支援イベントの延べ参加人数

1,000 名以上

イ 主催イベントに参加した市外在住者数

アのうち 100 名以上

ウ 3(3)で開催するエンジニア普及促進・就職支援イベントのうち、市内企業が登壇するイベントの参加者数

アのうち 150 名以上

エ 主催イベントの新規参加者数

アのうち 30 名以上

オ 複数のイベントに参加した・またはする意向がある参加者数

アのうち 100 名以上

(2) 参考指標

ア 事業を通じた市内企業へのインターンシップ採択数及び就職人数

イ 委託者が実施する他の IT 人材育成・高度化関連事業への申込につながった人数

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、各事業の概要、結果等についての実施報告書を履行期間内に提出すること。なお、実施報告書には効果、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

・提出期限：令和9年3月31日（水）

6 費用の徴収

委託者は、本業務の実施において支援対象者や参加者等から原則として費用を徴収しないこと。費用を徴収する場合は、委託者に事前に協議の上、承認を得ること。

7 秘密保持

(1) 秘密の保持

- ア 委託者は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- イ 受託者は、本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等を委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- エ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。また、本業務への参加者に係る個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別紙 個人情報取扱注意事項を守ることとする。

8 履行期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

9 その他

- (1) 委託者は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。なお、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告すること。
- (3) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (4) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に委託者との協議のうえ、決定すること。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たり、行政の政治的中立性を厳守し、特定の政党、政治的団体、宗教団体又はこれらに類するものの活動（党員・サポーターの募集、寄附の勧誘、特定の候補者への支持の呼びかけ等）を目的とした行為を行わないこと。また、受託者は、本業務に関連して実施するイベント、広報活動、ウェブサイト運営その他

一切の業務において、参加者（登壇者、出展者及び関係者を含む。）に対しても同様の遵守を求めること。

- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (9) 受託者は、委託者が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 号から第 20 号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、委託者の事前校正を受けること。
- (10) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (11) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
- (12) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。
- (13) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。